(vi)　国は、高レベル放射性廃棄物について、前面に立って最終処分に向けた取組を進める。これに加えて、最終処分に至るまでの間、使用済燃料を安全に管理することは核燃料サイクルの重要なプロセスであり、使用済燃料の貯蔵能力の拡大へ向けて取組を強化する。併せて、将来の幅広い選択肢を確保するため、放射性廃棄物の減容化・有害度低減などの技術開発を進めることとする。

(vii)　国は、再生可能エネルギー源の利用を促進するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の適切な運用を行うとともに、再生可能エネルギー源間のバランスの取れた最大限の利用拡大と国民負担抑制の両立の観点及び中長期的な電源自立化の観点から、必要に応じて同法の適切な見直しを行うこととする。

(viii)　国は、再生可能エネルギー電気に対する国民の理解を得つつ長期安定的な利用を実現するため、系統整備や系統運用ルールの整備、発電設備の高効率化・低コスト化や系統運用の高度化等に向けた技術開発、関連規制の合理化等の事業環境整備を行うこととする。特に、各電源の特性に応じ、電源別には以下の取組を進めることとする。

(ア)　太陽光発電　発電設備の高効率化・低コスト化や系統運用の高度化等に向けた技術開発等の取組を進める。

(イ)　風力発電　環境アセスメントの迅速化や風力の適地における地域内送電線の整備等の系統強化、発電設備の高効率化・低コスト化に向けた技術開発及び浮体式洋上風力発電の事業化に向けた実証研究等の取組を進める。

(ウ)　地熱発電　環境アセスメントの迅速化や投資リスクの軽減、必要な規制・制度の合理化及び立地のための調整の円滑化等の取組を進める。

(エ)　水力発電　大規模水力発電の新規開発や既存ダムにおける発電設備の新規設置・リプレース及び未開発地点が多い中小水力発電の設置支援等の取組を進める。

(オ)　バイオマス発電　未利用材の安定的・効率的な供給支援や下水汚泥、食品廃棄物などによる都市型バイオマスや耕作放棄地を活用した燃料作物バイオマスの利用促進等の取組を進める。

(ix)　国は、我が国全体の非化石電源目標の達成に資するよう、国として行うべき環境整備（原子力に係る事業環境整備のほか、技術開発や、卸電力取引の活性化など）を行う。

②　熱供給事業

国は、地域及び街づくりへの貢献を踏まえた地方公共団体等に対する熱供給事業の普及に関する積極的な広報に取り組むとともに、官民の関係主体間の連携を図ること等により、熱供給導管の効率的かつ着実な敷設と河川水等の効率的な利用を実現できるよう取り組むこととする。

③　ガス事業

(i)　国は、バイオガスの利用促進に係る関係機関に対する情報の提供、バイオガスの原料が下水汚泥や食品廃棄物等多岐にわたることを踏まえた官民の関係主体間の連携を図ることにより、バイオガスの利用促進に向けた環境整備に取り組むこととする。

(ii)　地方公共団体は、バイオガスの原料の多くが管理される下水処理施設、一般廃棄物処理施設等の設置者又は許可権者として、バイオガスの計画的な利用促進のため、その発生及び利用の状況等のガス事業者に対する情報提供を行うことが望まれる。

(iii)　地方公共団体は、その地域の経済的社会的諸条件を考慮しつつ、下水処理施設等での下水汚泥等のエネルギー利用の推進及び地域における食品関連事業者等との連携を図ることにより、バイオガスの利用促進のための必要な措置を講ずることが望まれる。

④　石油供給事業

(i)　国は、バイオ燃料のＬＣＡでの温室効果ガス排出量について、算出する際の根拠となるデータや計算過程等を広く国民に対して明らかにし、適正に評価することとする。今後、根拠となるデータ等の改定が国際的に進んだ場合には、国際整合性も踏まえ、国は適宜、バイオ燃料のＬＣＡでの温室効果ガス排出量について見直しを行うこととする。

(ii)　国は、エネルギーセキュリティの観点から、バイオ燃料の安定供給の確保に向けて、国内におけるバイオ燃料の導入量に占める、国産バイオ燃料の割合及び国内の事業者が海外への技術の供与又は資本の投資等を通じて生産に関与した原料から製造されるバイオ燃料の割合を一定程度まで高めるために、必要に応じて、関係省庁で連携して、国産バイオ燃料の増産及び次世代バイオ燃料の技術開発を促進するとともに、国産バイオ燃料及び次世代バイオ燃料が国民の許容しうる合理的な価格で普及していくよう所要の環境整備に取り組むこととする。

(iii)　国は、我が国のバイオ燃料の利用促進が、世界の食料価格及び食料供給に対し、どのような影響を与えるかについて、必要に応じて、関係省庁で連携して評価を行い、将来的には、食料価格に与える影響について定量的に評価する手法や分析モデルを確立することが重要であることも踏まえ、所要の措置を講ずることとする。

(iv)　国は、我が国のバイオ燃料の利用が、原料生産国の生態系に与える影響について、必要に応じて、関係省庁で連携して評価を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

(v)　国は、バイオ燃料の製造、混和、出荷等を行う製油所、油槽所等におけるバイオ燃料製造設備、混和設備、貯蔵設備、出荷設備等の所要の環境整備に対し、必要な措置を講ずることとするとともに、今後、国民の許容しうる合理的な価格でバイオ燃料の円滑な導入を進めるために、必要な措置を講ずることとする。

(vi)　国は、食料と直接競合せず、生態系への影響も少ない次世代バイオ燃料の技術開発を促進することとする。なお、次世代バイオ燃料の技術開発に当たっては、揮発油等のＬＣＡでの温室効果ガス排出量と比較して、温室効果ガス排出削減効果が50％以上となることを目標とする。

2　エネルギー供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項

(1)　国は、化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとする。

(2)　国は、石油をめぐる諸情勢を踏まえ、石油精製業者による原油等の有効な利用に係る取組が適切かつ円滑に進むよう、残油処理装置の装備率の向上に係る基準を定め、着実に運用するとともに、石油精製業者による残油処理能力の向上のための設備の運転面の改善等を促し、コンビナート連携の促進、関連技術の開発の推進等に係る所要の環境整備を進めることとする。

第三　その他エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する事項

1　非化石エネルギー源の利用の促進に関する事項

(1)　電気事業者

電気事業者は、電気事業分野の自主的枠組みにおけるＰＤＣＡサイクルの徹底といった自身の取組のほか、成功事例やノウハウの共有に努め、電気事業全体として非化石電源の活用が促進されるように努めることとする。